

養育費確保支援事業



養育費は、子どもが自立するまでの衣食住に必要な経費、教育費、医療費などで、子どもの生活を支え、
健やかな成長を支えるために重要な役割を担うものです。

八王子市では、その養育費の確保を支援するための補助を実施しています。

対象者
補助内容

- ① 八王子市内在住
- ② 20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母、又は父子家庭の父
※裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助事業については、離婚前で和解不成立だった者も含む
- ③ 各補助内容の要件を満たしている方

	公正証書作成支援等補助事業 (養育費の取り決めに要する経費)	養育費保証契約保証料補助事業 (保証会社契約を締結する際の経費)	認知調停費用補助事業	裁判外紛争解決手續 (ADR)費用補助事業 (養育費の取り決めに要する経費)
内容	①公正証書の作成手数料 ②調停・裁判等での収入印紙代の補助 ③戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代	契約した養育費保証契約 <u>(※1)</u> の初回に支払う保証料の一部を補助	①家庭裁判所の調停申立て、又は裁判に要する収入印紙代 ②戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代 ③認知調停に係るDNA鑑定に要する費用	①ADR申込料、依頼料に相当する費用及び一回目の調停にかかる費用 <u>(※2)</u> ②ADRの2回目以降の調停にかかる費用 <u>(※2※3)</u>
要件	<input type="checkbox"/> 取り決めした債務名義を有している <input type="checkbox"/> 対象の児童を扶養している <input type="checkbox"/> 取り決めした経費を負担している <input type="checkbox"/> 過去に同様の補助金を受けていない	<input type="checkbox"/> 取り決めした債務名義を有している <input type="checkbox"/> 対象の児童を扶養している <input type="checkbox"/> 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結び、その経費を負担している <input type="checkbox"/> 過去に同様の補助金を受けていない	<input type="checkbox"/> 認知調停に係る経費を負担した者 <input type="checkbox"/> 認知の対象となる児童を扶養している <input type="checkbox"/> 認知の対象となる児童について養育費の取決めを目指している	<input type="checkbox"/> 弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続(ADR)を利用していること <input type="checkbox"/> 裁判外紛争解決手続(ADR)の申込料、依頼料等の費用を負担していること <input type="checkbox"/> 過去に同様の補助金を受けていない
補助金額	上限5万円	上限5万円	上限5万円	上限5万円
申請時期	公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内	養育費保証契約を結んだ日の翌日から6か月以内	認知の審判又は裁判が確定した日の翌日から6か月以内	養育費の取決めを行った日、又はADRによる和解不成立が確定した日の翌日から6か月以内
注意事項	(※1)養育費の支払いが滞った際、対象者に保証会社が立て替えて金銭を支払い、保証会社が当該金銭を養育費支払い義務者に請求する契約 (※2)書類などの代理作成費用、弁護士会または法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く (※3)ADRにより調停が成立し、養育費の取り決めを交わした文書を作成した場合に限る。			

参考になるサイトや申請書類を
掲載していますので、

子育て応援サイトを
ぜひご活用ください。



子育て応援サイト
養育費確保支援事業



八王子市 子育て支援課ひとり親支援担当

TEL : 042-620-7362 FAX : 042-621-2711

受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目4番1号



手続き

相談・申請

1週間程度
かかります



交付決定

30日以内に



請求書の提出

2週間程度
かかります



補助金の交付

必要書類をそろえ、子育て支援課に申請してください。

※申請期限は、上記作成日・契約を結んだ日の翌日から6か月以内。

申請書類を市が審査し、決定通知書及び補助金交付請求書を送付します。

決定を受けてから30日以内に

補助金交付請求書に必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

請求書類を市が確認し、指定の口座に補助金を振り込みます。

必要書類

共通

- 八王子市養育費確保支援事業補助金交付申請書
- 母子・父子の戸籍謄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 対象経費の領収書等

省略可能になる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

公正証書作成支援等補助

- 養育費の取決めを
交わした文書
(債務名義化した文書に限る。)

養育費保証契約保証料補助

- 養育費の取決めを
交わした文書
(債務名義化した文書に限る。)
- 保証会社と締結した
養育費保証契約書
(保証期間が1年以上のものに限る。)

認知調停費用補助

- DNA鑑定したこと
がわかる文書

裁判外紛争解決手続 (ADR)費用補助事業

- 養育費の取決めを交わした
文書(債務名義化した文書に限る。)
- ADRによる和解不成立が
確定したことを確認できる書
類
※該当する
いずれかの文書が必要です。

養育費 保証契約の イメージ

